

令和8年西東京市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年2月17日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時40分
- 2 場 所 田無第二庁舎4階 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 後 藤 彰
教 育 長 職 務 代 理 者 山 田 章 雄
委 員 服 部 雅 子
委 員 今 井 ゆ み
委 員 宍 戸 鈴 子
委 員 安 江 勝 信
- 5 出席職員 教 育 部 長 佐 野 剛
教育部地域学習推進担当部長 早 川 礼 成
教 育 企 画 課 長 飯 島 陽 子
教 育 指 導 課 長 田 村 孝 夫
教育部主幹（教育指導課） 栗 林 武
統 括 指 導 主 事 高 野 郁 子
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
地 域 学 習 推 進 課 長 大 内 和 泉
公 民 館 長 近 藤 直
図 書 館 長 大 庭 心 平
指 導 主 事 佐 伯 豊 明
指 導 主 事 内 藤 幸 雄
- 6 欠席職員 学 務 課 長 海老澤 功
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼庶務係長 佐々木 通
- 8 傍聴人 0人

令和 8 年西東京市教育委員会第 2 回定例会議事日程

日 時 令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 2 時から
場 所 田無第二庁舎 4 階会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第 7 号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 3 議案第 8 号 西東京市教育委員会の指導主事の人事について
- 第 4 議案第 9 号 西東京市教育委員会表彰について
- 第 5 協議事項 市長の権限に属する事務の補助執行について
- 第 6 報告事項 不登校対応ガイドライン冊子について
- 第 7 その他

西東京市教育委員会会議録

令和 8 年第 2 回定例会
(2 月 17 日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○後藤教育長 ただいまから令和8年西東京市教育委員会第2回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は傍聴の申し出はありませんが、途中で申し出があった場合は入室を認めることとします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は安江委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 それでは、本日は安江委員にお願いいたします。

○後藤教育長 次に、秘密会にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

日程第3 議案第8号 西東京市教育委員会の指導主事の人事については、人事に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会とし、日程第7 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○後藤教育長 御異議ないようですので、ただいまの案件については秘密会にて取り扱うことと決定いたしました。

○後藤教育長 日程第2 議案第7号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大庭図書館長 議案第7号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、についての提案理由を説明申し上げます。

本議案は、現状のICT技術進歩に合わせて、スマートフォン等を図書館利用カードのかわりとして利用できるようにするため、規則の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、新旧対照表1ページ目、第5条第3項の次に、「利用カードの交付を受けた者は、移動端末設備に当該利用カード等の交付を受けた者を識別するための番号を記録することができる」を加えるものでございます。

また、第6条第2項中、「利用カード又は共通利用カードが」を「利用カード等又は利用登録者に係る識別情報を画面に表示した移動端末設備（以下これらを「利用登録識別媒体」という。）が」に改めるものでございます。

この規則は、令和8年3月1日から施行いたします。

私からの説明は以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田教育長職務代理者 これは例えば、利用カードをスマホのカメラで写真を撮って、バーコードか何かを、その部分を出すのでも使える、そういうような考え方でも大丈夫ですか。ホームページへ行かないとだめですか。

○大庭図書館長 考え方としましては、図書館ホームページを通じて表示していただく画面を想定しているところでございます。

○山田教育長職務代理者 ということは、例えばバーコードの部分の写真を撮って、それを出すのではやっていただけないという。ホームページに行くのが面倒くさいという人もいるかもしれないと思って、できれば自分で写真を撮っておいて、それが使えるならば。

○後藤教育長 暫時休憩します。

午 後 2 時 04 分 休 憩

午 後 2 時 08 分 再 開

○後藤教育長 それでは、休憩を閉じまして会議を再開します。

○大庭図書館長 御質問にお答えいたします。今現在、想定といたしましては、図書館ホームページを通じたバーコード等の識別情報の表示を想定しているものですが、今後こちらで運用を開始させていただきまして、その状況だったりとか利用者の反応を見ながら、今後の運用については検討させていただければと考えております。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第7号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第4 議案第9号 西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○飯島教育企画課長 議案第9号 西東京市教育委員会表彰について、説明申し上げます。

西東京市教育委員会表彰とは、他の模範となる顕著な姿勢や努力が認められる児童・生徒及びそれらの者で構成される団体並びに西東京市の教育、学術、技術、芸術、体育等の振興に寄与し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰するものでございます。

本議案は、個人17名と2団体に対する表彰について提案するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料を御覧ください。

1枚おめくりいただきまして、A3判の資料を御覧ください。それぞれの被表彰候補者の推薦理由の詳細をまとめております。

1番から11番の方は、西東京市教育委員会表彰規則第2条に該当する市立学校に在学する児童・生徒及びそれらの者で構成される団体を対象としたもので、他の模範となる顕著な姿勢や努力が認められた方々でございます。

続きまして、12番及び13番の方々は、西東京市教育委員会表彰規則第3条に該当する市内に居住または勤務等する個人及び市内に所在する団体を対象としたもので、教育の普及及び振興について特に功績のあった方々でございます。

続きまして、14番から19番の方々は、西東京市教育委員会表彰規則第4条に該当する市立学校その他の教育機関に勤務する職員または勤務していた職員及び西東京市教育委員会から

任命または委嘱された非常勤特別職の方々と、特に功績があった皆様でございます。

以上、17名、2団体の方々につきまして、教育委員会表彰の対象者とするものでございます。

なお、表彰式につきましては開催する予定とさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田教育長職務代理者 大分ぶつぶつ言って、非常によい形になっているなと思って喜んではいるのですけれども、ただ、まだ、例えば「幼少期から水泳を続けており」とか、幼少期から体操を続けており、体操クラブに通う、これはやはり体験格差が考慮されていないかなというところをちょっと感じるのです。だから、こういう方たちを外せと言っているわけではないのけれども、もしもこういう方とコンピートするような子で、いわゆる親の、周りの環境等によって体験できない子たち、そういう子たちがほかのことでいいことをしているというようなことがあったときに、少しそういうことを考慮していただけたらますますよくなるんじゃないかなと思ったので、一言しゃべらせていただきました。

以上です。

○飯島教育企画課長 委員より以前からアドバイスをいただきまして、表彰の規則、それから基準のほうを変えさせていただいております。御指摘の点につきましては学校のほうにも、必ずしもその結果だけではなくて、日々の努力だったり、陰で毎日毎日一つ一つ行動を積み重ねてくださっているところも捉えていただいて、学校の中で表彰し、たたえられた行為についても推薦の基準とさせていただきますので、学校のほうには広くまたアナウンスをしていきたいと存じます。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第9号 西東京市教育委員会表彰について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○後藤教育長 日程第5 協議事項に入ります。

協議事項 市長の権限に属する事務の補助執行について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○佐野教育部長 協議の趣旨について説明いたします。

本件は、市長の権限に属する事務の補助執行について、市長より通知がございましたので、協議をお願いするものでございます。

こちらにつきましては、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、西東京市契約事務規則の随意契約の範囲を改め、主管課において行う契約の範囲を拡大することに伴う協議でございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。協議文の写しとなります。

1、補助執行の内容でございます。

西東京市契約事務規則の改正に伴い、市長が教育委員会の部長及び担当部長に補助執行させるものを、1件500万円以上3,000万円未満のもので、西東京市契約事務規則第68条第1項第3号及び第4号に規定する契約から、西東京市契約事務規則第68条第1項第5号及び第6号に規定する契約に改めるものでございます。こちらは、西東京市契約事務規則第68条第1項に新たに第2号と第3号が追加になったことに伴い、従来の第3号及び第4号が第5号及び第6号に改められるものによるものでございます。

次に、教育委員会の課長及び館長に関する補助執行でございます。こちらは1件500万円未満のもので、西東京市契約事務規則第68条第1項第1号から第4号に規定する契約から、西東京市契約事務規則第68条第1項第1号から第4号までに加えて、第5号及び第6号に規定する契約に改めるものでございます。

西東京市契約事務規則の改正内容につきましては、お配りしております定例会資料を御覧ください。

上段の表が、西東京市契約事務規則のうち関係する部分を抜粋したものでございます。第1号において、右側の現行、「工事の請負で、1件の契約予定額が130万円未満の契約」だったものが、左側の改正案、「工事又は請負で、1件の契約予定額が200万円以下の契約」となります。

また、それ以外の契約については、「1件の契約予定額が50万円未満の契約」だったものが、財産の買入れは「1件の契約予定額が150万円以下」に、物件の借入れは「1件の契約予定額が80万円以下」に、それ以外については「1件の契約予定額が100万円以下」に改めるものでございます。

下段の表につきましては、今回の補助執行について、現行と協議案を比較できるよう記載しております。

市長の権限に属する事務の補助執行については、昨年の令和7年2月に御協議いただきましたが、今回内容に変更が生じたことから、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議を行うものであり、こちらは令和8年4月1日以降に手続を開始する契約から適用となります。

以上、簡単ではございますが、市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）、についての説明とさせていただきます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

お諮りいたします。この協議事項について、教育委員会として同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、協議事項 市長の権限に属する事務の補助執行について、同意することといたします。

○後藤教育長 日程第6 報告事項に入ります。

不登校対応ガイドライン冊子について、説明をお願いいたします。

○宮崎教育支援課長 それでは、不登校対応ガイドラインの冊子を作成いたしましたので、報告させていただきます。

この冊子は、不登校児童・生徒への対応として、学校において担任教諭などができる最初の基本ステップを解説したものです。表紙にございますように、始まりを見逃さない、不登校児童・生徒とのつながりを切らさない、児童・生徒と保護者に寄り添う、この三つを重要なポイントとしております。

ページをめくっていただきまして、「はじめに」の次の２ページ目は、「児童・生徒」「保護者」「担任教諭」、それぞれが異なる思いがあることを解説しております。

次のページに行っていただきまして３ページ目以降は、ステップ０の「不登校の未然防止」から始まり、ステップ５まで段階を追って解説しております。各ステップにポイントと解説、対応の具体例を示しています。

４ページのステップ１は、児童・生徒が欠席したときの保護者への電話のかけ方を解説しています。

次の５ページのステップ２は、児童・生徒の理解を深めるために校内で情報収集をすること、ステップ３では、情報をもとに学校がチームとなって情報を共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めて対応策について検討・協議することを解説しています。

６ページには、校内で複数の教員などで児童・生徒の状況を理解できるよう、チェックポイントを掲載しています。

次の７ページのステップ４は、実際の対応として具体的に示しています。

８ページのステップ５は、継続的な支援と関係を維持することが大切であることを解説しています。

８ページの下段からは、教育委員会が設置する支援機関を案内しています。二次元コードを読み込むと直接相談内容を書き込むことができ、教育委員会の臨床心理士等が助言などを返信することができるようになっております。

９ページは、各支援施設の説明となっており、二次元コードを読み込むことでパンフレットを閲覧できます。

１０ページは本市が発行している不登校関係の資料、１１ページは国や都からの通知文や、より詳しい冊子が読み込める二次元コードを掲載しています。また、不登校の背景に児童虐待が隠れていることを見逃がさないための西東京ルールもあわせて掲載しております。

この冊子は今後、全市立小・中学校の管理職に周知し、教育支援コーディネーターの連絡会や初任者研修などで解説するとともに、各学校ではスクールソーシャルワーカーの活動などを通じて、校内での不登校児童・生徒への対応に活用してまいります。

報告は以上でございます。

○後藤教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宍戸委員 とてもいいものができるんじゃないかなと思っています。是非各教員が活用できるように、特に若手、今、初任者に研修の中で使うという御説明があったのですが、各学校に配布は各教員に１冊ずつですか。その辺の活用を考えていただけたら。

○宮崎教育支援課長 各学校にはデータで送らせていただきまして、学校の中で校務支援の中から取り出していただけるといったような形にしたいと思っております。

○宍戸委員 その辺は校長会議等でお知らせいただくというお話だったので、是非その辺は強調していただいて。結構教員は忙しいのでスルーしてしまうことがあって、実際目の前にこういうことが起こってから動き出すとしたら、始まりを見逃さないというところが、もう既にということになってしまいがちなのです。なので、せっかくいいものをつくったので、こういう狙いがある、本市も不登校がなかなか減らないので解消は難しいかもしれないけれども、これ以上増やさないという意味も含めて是非その辺をアナウンスしていただいて、各学校で研修会を必ずやっていただくようなアナウンスをしていただくように、せっかくのものが生かされるようにしていただけたらいいな。生活指導主任会とか、その辺でも是非生かしていただけたらいいかなというふうに思います。

○田村教育指導課長 委員おっしゃるように、不登校は初めの5月のところですかキーポイントになるところがありますので、不登校になってからはなかなか改善が難しいところですので、校長会はもちろんのこと、指導課主催の生活指導主任会ですとか、様々な研修の場がありますので、そういったところでしっかり周知していきたいと思っております。

以上です。

○安江委員 不登校の問題については、西東京市内でも500人を超しているということで、非常に深刻な問題であると思います。その観点では、このガイドラインは非常に重要なガイドラインだと私も思います。

それでお尋ねしたいのですが、このようなガイドラインというのは、今までにもこういうようなガイドラインがあったのかどうかということと、一番最後のページにあります西東京ルールというのは、いつ頃からこういうのがあって、何が西東京独自のものなのか、それとも同じような基準というのが文科省、あとは東京都のほうから示されているのかどうかについて教えていただければと思います。

○宮崎教育支援課長 このような教員向けのものに関しましては、詳細な冊子は東京都が、平成30年に作成しておりまして、それを使っていたのですが、今回はそこから抜粋いたしまして、基本の部分だけを改めて作りました。教員向けのガイドライン中1 不登校未然防止の取組冊子はございましたが、不登校全体を扱ったのは今回初めてでございます。

○田村教育指導課長 西東京ルールについてお答えいたします。こちらは、平成28年に西東京市で独自に制定したものになります。

○安江委員 ありがとうございます。不登校につきましては、私の身近な方でも、知り合いにもおりまして、本当に児童・生徒が非常に苦しんでいることに加えて親御さんも本当に苦しんでいるので、はた目から見る以上に大変な状況なものですから、是非こういったガイドラインで教員の方が、ほかに業務がある中で大変な中ですが、何とか不登校が減るようになることを願っております。

以上です。

○山田教育長職務代理者 私もこういったガイドラインの作成というのは大事だと思うし、それを徹底させることも重要だと思うのですが、1点だけ、電話というところが気にな

って、近頃うちでもそうなのですから、電話がかかってきても出ないとか、詐欺を疑って。それから、必ずしも電話で、相手の保護者の方がその先生がかけたときにいなければ、先生は何度も何度もかけなきゃならない。電話が出てくるというのはちょっと時代錯誤的な気がするので、とにかく保護者と連絡をつける、そういうふうな形にしたほうがいいような気がしたのですけれども、余計なことだったらお忘れください。

○宮崎教育支援課長 実際、なかなか電話連絡がつかないということもございます。今、欠席の連絡を、「すぐーる」という学校と保護者の方がつながるメールで行うことが多くて、欠席は伝わるのですけれども、声の調子とかで様子を確認することが必要で電話を強調しております。ただ、本当に連絡がつかない場合には家に訪ねていき、声を聞くことを重要視するという意味で電話としております。ただ、その後、連絡をとりやすいやり方をどうしましょうかと、保護者の方の負担にならないやり方などは相談してもいいのではないかと、そういう例はお伝えしていこうかなと思っております。

○服部委員 今、これ、とてもいいなと思うのですが、白黒でこういうホチキスでパチッとめられた状態でいただいている、多分オンライン上ではカラフルなきれいなものなのかなと思うのですが、とてもいいので、今どきじゃないかもしれないのですが、リーフレットみたいなものとして、例えば何か先生方がお勉強されるときに、私なんかはもちろん自分のノートに書くというのものもあるけれども、こういうところに書き込んだり、今そういうタブレットで会議なんかをするときに、そこへの書き込みというのはできるものなののでしょうか。自分がやっていないからわからないのですけれども。なので、とてもいいものだから幾つかいただいていますよね、東京都。ちょっとお金もかかるかもしれないし、どれぐらいのことかわからないのですが、何か形にされたらどうかなと思います。

○宮崎教育支援課長 今はなかなか紙にしないというルールがある中なのですけれども、管理職の分、それから初任者の方々にはお手元に届くように、研修で手にとって見ていただけるように、それから教育支援コーディネーターなどのための印刷はしていくことになっております。まずは手にとっていただくことも大事にしていきたいと思っております。

○服部委員 ありがとうございます。

○今井委員 私は、質問ではなく意見になります。かわいいイラストも入っていて、私は教員ではないですけれども、私が見てもとても内容がわかりやすくいいなというふうに思います。このガイドラインがあるということは、各家庭に様々な事情があると思うので、全ての家庭ではないかもしれないですけれども、でも私は保護者の立場からしたら、やはりこういう対応というのはとてもありがたいというふうに思っています。ただ、毎日欠かさず何かしてほしいというふうに思っているわけではなくて、気にかけてくれているとか、つながりを絶やさないようにしてくれているという学校からの姿勢というのは必ず伝わっていると思いますし、実際私も経験して支えてもらったところがすごく大きかったので、そういうふうに思います。

それから、ステップ4で、「チームで対応することが大切」というふうに書いてあるのですけれども、担任の先生だけでなく、特に中学では学年とか、部活に入っていたりすれば、そのほかの関わる先生方にも共有してくれているというのもとてもありがたかった、事情を

知ってくれているというのがすごくありがたかったというのもあります。

あとは基本ステップというところで、この先の対応がいろいろなふうに多岐に分かれていると思うので、そこがまた学校としても対応が大変なのは本当によくわかっているのですが、でも初期の動きというところはとても大切だというふうに思っていますので、このガイドラインが有意義に使われていくといいなというふうに思っています。

○後藤教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

○後藤教育長 日程第7 その他を議題といたします。教育委員会全般についての意見を受けます。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

○後藤教育長 日程第3 議案第8号 西東京市教育委員会の指導主事の人事については、人事に関する案件であることから、先ほど決定しましたとおり、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午 後 2 時 36 分 休 憩

午 後 2 時 40 分 再 開

○後藤教育長 休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

以上をもちまして令和8年西東京市教育委員会第2回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 2 時 40 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員